

京都市上下水道局告示第54号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第1号の規定に基づき代表者の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和5年2月8日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

京都市南区上鳥羽藁田23-2

株式会社 クラシアン 京都支社

代表取締役 今田 健治

2 変更事項

(代表者の変更)

鈴木 一也 から 今田 健治 に変更

(上下水道局下水道部管理課)